

平成23年度 第1回京都市環境影響評価審査会

【 議事要旨 】

日 時：平成23年12月28日 10:00～11:40

場 所：職員会館かもがわ大多目的室

出席者

委 員：池田有光委員，板倉豊委員，岩嶋樹也委員，大西有三委員，笠原三紀夫委員
勝見武委員，倉田学児委員，島田洋子委員，高橋さち子委員，武田信生委員
深町加津枝委員，松井利仁委員

議 題：①京都市環境影響評価等に関する条例の改正について
②その他

- 議 事
- 1 開会
 - 2 委員紹介
 - 3 議事
 - (1) 会長の選出
 - (2) 部会の設置
 - (3) 資料説明
 - (4) 意見交換 以下のとおり
 - 4 閉会

－ 摘 録 －

事 務 局 現在，12名の出席を頂いている。京都市の環境影響評価等に関する条例施行規則に基づき，総数15名の過半数を超えており，本審査会が成立していることを報告する。

事 務 局 本年6月に，第7次の審査会委員をお迎えし，初めての審査会となる。

<新委員の紹介を実施>

事 務 局 第7次審査会の初回開催となるため，会長の選考を行う必要があるが，どなたか立候補，もしくは推薦はないか。

委 員 第6次でも会長をされていた，池田委員が適任かと思うが，いかがか。

各 委 員 (一同了承)

事 務 局 池田委員，お願いできるか。

委 員 承知した。

事 務 局 それでは，以降の議事進行は池田会長にお願いする。

池 田 会 長 さっそくだが，会長代理として，笠原委員を指名したいが，よろしいか。

各 委 員 (一同了承)

笠原委員 承知した。

池田会長 昨年度の審査会で、京都市長から技術指針の改定について諮問されたが、その際、専門部会を設置し、審議を進めることとした。今回、委員の改選があったことから、改めて部会を設置する。なお、前回部会委員については、委員の中から若干名を選出したが、技術指針の改定は幅広い事項に渡ることから、全委員を部会員としたいがよろしいか。

各 委 員 (一同了承)

池田会長 また、部会長については、笠原委員にお願いしたいが、よろしいか。

笠原委員 承知した。

池田会長 それでは、前回の審査会から期間が空いたことや、新しい委員が加わったことから、条例の改正状況や、前回の審査会での議論について、事務局から説明をお願いしたい。

事 務 局 <参考資料5を用いて、条例改正の審議内容を説明>
<資料2を用いて、技術指針等の現状及び改定方針について説明>

池田会長 来年の7月頃に、法の基本的事項等の内容が判明するとのことであるが、場合によっては、本審査会で検討した結果が、既に国の方で決まってしまうため改定に反映することが難しい、という状況も考えられるのか。

事 務 局 国では「環境影響評価法に基づく基本的事項等に関する技術検討委員会」の第6回委員会が、先月開催されており、これまでに一定の検討が進められている状況である。

池田会長 その検討委員会の委員をされている委員から現在の検討状況等について情報提供願えるか。

委 員 1月に基本的事項のパブリックコメントを実施し、3月に基本的事項の内容が確定されると聞いている。その後、さらに技術指針にも環境省で手を入れる予定と聞いている。これらの内容がはっきりするまでは、京都市も検討を進めにくいと思う。検討委員会の内容と現行の京都市SEA技術指針※はかなり近い内容となっているが、違う部分、追加される部分等、見極めていく必要があるのではないか。

※ 京都市計画段階環境影響評価要綱に基づく計画段階環境影響評価技術指針

池田会長 条例改正において、新たに特定地域を設定することになった趣旨は。

事 務 局 参考資料34頁の別図をご覧頂きたい。現在の特定地域は、景観地区や風致地区等で網掛けしていたが、最近、景観施策が大幅に見直され、市街地の大部分が修景地区に指定されている。今回、新たに指定区域とする地域として黒で囲った地区は、景観規制等では無指定となっているものの自然豊かな地区(洛西ニュータウンの西側に広がる大原野など)であることから、指定区域として、より小規模な事業からアセスメントを求めていきたいと考えている。
市南部の高度集積地区については、市として規制を緩和している区域であることから、指定区域外としている。

- 委員 風力発電事業の規模要件については、法の第1種事業で1万kW、第2種事業で7,500kWと示されているため、規模要件については条例の検討が可能である。7,500kWの規模であっても、まだまだ苦情が寄せられる数値であることは確かである。周辺の兵庫県、滋賀県では既に1500kWを規模要件に設定していることや、風力発電設備は県境での設置が多いことから、京都市においても同様の1500kWが候補になるのではないかと。ただし、審議の論点にある予測評価手法については、現在環境省で検討中となっている。
- 委員 環境審議会と本審査会との役割の違いは。
- 事務局 アセス手続きはどうか、どういう規模を対象とするか等は審議会において、条例及び規則のなかで決めていく。審査会では、予測評価の手法や、どういった準備書を作成すべきなのか、それに対してどう評価していくのか、技術的な視点からの各指針の見直しをお願いしたい。
- 池田会長 計画段階の事業者に対して建物の大きさや規模について、どの程度まで記載させるのか、については審査会の担当か。
- 事務局 建物・規模等SEAの中身については、審査会の担当となる。なお、条例は来年の9月頃に市会に上程するが、審査会からの条例に対する意見があれば、事務局から審議会へ伝え、条例改正へ反映していきたい。
- 池田会長 来年の審査会と審議会のスケジュールは。
- 事務局 技術指針の内容については、8月頃から審査会で議論頂く予定でいる。それまでの間は、条例改正の内容について、適宜、審査会委員へ情報提供していく。
- 池田会長 日照権については、本審査会での審査なのか。
- 事務局 対象事業であれば、環境要素の1つとして審査対象となる。回避低減されているかを審査頂くことになる。
- 委員 第1類事業、第2類事業にどういった事業が入ってくるかについて、本審査会では全く議論しないと理解して良いか。
- 事務局 基本的には審議会での議論になるが、ご意見があれば反映させていく。
- 委員 供用後の事後調査についても、審議会の担当と考えて良いか。
- 事務局 供用後の事後調査を課すか課さないか、については審議会の担当となる。どの時期まで事後調査を実施させるか、またその内容等については審査会の担当となる。条例を改正するにあたっての意見を、審査会で議論頂くのは問題ないと考えており、審議会へフィードバックさせたい。
- 委員 法の第1種事業、第2種事業と、条例の第1類事業、第2類事業について、関係を説明頂きたい。
- 事務局 法の第2種事業は、スクリーニング手続きを経て法アセスを実施しないこととなった場合、当該事業は法手続きから離れ、条例の第1類事業となる。このため、法の第2種事業と条例の第1類事業は、規模による明確な区分はできない。
- 委員 細切れ開発等への対策として、事業の一体性が明らかな場合の判断基準は難しいのではないかと。

例として、鉄道において複線化する場合、計画の一環として、複数期の工事をされることも多いのでは。

事務局 ご指摘のように、事業の一体性の判断は難しいが、様々な状況を想定し、その方策について検討していく予定である。

(補足)

現行の条例でも、本線路の増設がなされれば、アセスメントを求めていることとなっており、鉄道事業における複線化については、既に対応済みである。

委員 先程の委員の質問について、もう一度、法の第2種事業と、条例の第1類事業との関係を説明願いたい。

事務局 アセスメントの対象事業となる規模については、法と条例で4段階あるとご理解頂ければよい。
風力発電事業を例に挙げると、法の第1種事業では1万kW、第2種事業では7,500kW、条例の第1類事業では案として1,500kW、第2類事業で1,000kWと、規模要件を段階的に下げている。

池田会長 アセスメントを実施しなければならない規模は4段階あるが、いずれにせよ、審査内容は全て同様と考えてよろしいか。

委員 例えば、先程例に挙げた風力発電規模が8,000kWを予定している事業がある場合、法の第2種事業に該当する。当該事業でアセスメントを実施するかどうかを法に基づき判断する。その結果、アセスメントをしないことになった場合、条例の第1類事業に降りてきて、SEAと事業アセスを必ず実施しなければならない。1,200kWの事業の場合、条例の第2類事業に該当し、SEAだけ実施すればよい。
つまり、規模要件により手続きが異なる。

事務局 委員の先生方からは、アセス対象事業とアセス審査とは一体的に考えていく方が良くとする意見が多いようなので、条例骨子が決まる前に、一度、審査会でのご議論をお願いしたほうが良いと考える。状況によっては臨時に審査会部会を開催するので、よろしく願います。

委員 建築物のライフサイクルについて、条例で技術的な配慮を求めることはできるのか。建築に着手する前の段階で、長期的な視点を求める必要があるのでは。

池田会長 京都市の都市計画審議会でも、そういった議論はあった。事務局で、情報収集をしておいて頂きたい。

事務局 できるだけ他の審議会の情報も提供させて頂く。ライフサイクルの視点を盛り込むような技術指針とするかどうか、ご議論頂ければと思う。

委員 国の検討会における検討状況のうち、SEAに関して主な論点をお伝えする。
・ゼロオプションは、できるだけ取り入れる。
・できるだけ定量的な予測を行う。
・経済性を評価項目として扱うかについては、非常に議論となった。
・従来の予測手法ではSEAに対応できないことが予想される。
・立地に係る複数案の評価には、新たな評価手法が必要。
・参考予測手法があるため、予測においてその手法しか採用されない。参考手法を無くす場合もある。
・更にベスト追求型を求めるべき。

- 委員 生物多様性に係る定量的な予測手法を、今後の論点として挙げているが、京都市で基本的な生物データを保有し、一定の評価が成されてきたのか。
そういった蓄積情報も無いなかで、定量的な予測評価を検討することは、そもそも出来ないのではないか。
- 事務局 本市では、そういった蓄積がない。ただ現在、本市における生物多様性地域戦略の策定に向けた予算要求を行っており、認められれば同戦略策定と絡めて、今後データを蓄積していく。
- 委員 レッドデータブックを作成する際には、情報を蓄積・整理されているのでは。
- 事務局 京都府で作成しており、そのデータはある。ただ、本市では希少種に限らず、その他一般的な情報を収集していく予定でいる。
- 委員 もし市民からも情報を集めるのであれば、情報の信頼度の高低差に配慮し、出来るだけ写真等の証拠も収集するよう努めて頂きたい。
- 委員 ゼロオプションに関して、例えば清掃工場を建てる際、清掃工場を建てなかった場合の、環境アセスを求めるということでよろしいか。
- 事務局 清掃工場を建設しないとなった場合、ごみの減量を市民に求めるプランが出てくるが、そこには環境要素が入り込まない。SEAを実施するにあたって、事業者側は資料をまとめにくい。ゼロオプションを検討する際の評価項目や、こういった環境要素を作るのか、ぜひお知恵を貸して頂きたい。
- 委員 ゼロオプションの検討には、相当難しい要素があると思う。
- 委員 騒音の指針まで、審査会で議論可能か。
- 事務局 市保全基準等の改定であれば基本的には、環境審議会で議論することになるが、審査会からの意見を踏まえることは可能である。また、技術指針において別途、評価基準等を設定することもできる。
- 池田会長 その他、ご意見はないか。
- 各委員 (意見なし)
- 池田会長 それでは、事務局より、今後のスケジュールについて説明願う。
- 事務局 <資料3を用いて、今後のスケジュールについて説明>
- 池田会長 スケジュールについて、ご意見はないか。
- 各委員 (意見なし)
- 池田会長 意見等がないようなので、本日の審議は終了する。今後は、専門部会にて議論をお願いする。
- 11:40 終了